

令和8年度 第1回大垣市子ども・子育て未来会議 会議録

- 1 日 時 令和8年7月13日（月）15:00～16:52
- 2 場 所 大垣市役所4階 情報会議室
- 3 議 題 (1) 大垣市こども未来計画の令和7年度事業実績及び令和8年度実施計画（案）について
(2) 「こども誰でも通園制度」実施施設の認可について
(3) 就学前教育・保育施設整備交付金を活用した施設整備について
- 4 報告事項 (1) 夏のこどもまんなか水都っ子月間について
(2) 大垣市子育て支援人財バンクの設置について
(3) 「子ども相談レター」の配布について
(4) こどもまんなか意見交換会の開催について
(5) 子どもと大人の「子どもの権利」学習会の開催について
(6) キッズワークフェス in おおがき 2026の開催について

5 出欠席の状況

(1) 出席委員（敬称略）

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験者	光 井 恵 子	大垣女子短期大学幼児教育学科
	藤 岡 恭 子	岐阜協立大学 経済学部
子育てに関し優れた識見を有する者	井 上 直 美	大垣市民生・児童委員協議会 主任児童委員会
	橘 洋 子	大垣市小中学校長会
	山 田 貴 史	大垣民間保育園連合会
	國 島 匡	大垣市PTA連合会
	大 橋 奈麻輝	社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会
	三 代 広 子	大垣市子ども会育成連絡協議会
	安 田 典 子	特定非営利活動法人 くすくす
その他市長が適当と認める者	竹 本 靖 彦	大垣市医師会
	村 橋 真喜子	連合岐阜西濃地域協議会
公募委員	松 好 和 子	

(2) 欠席委員（敬称略）

区 分	氏 名	役 職 等
子育てに関し優れた識見を有する者	平 野 宏 司	大垣私立幼稚園連合会
その他市長が適当と認める者	竹 中 哲 夫	大垣商工会議所
公募委員	古 田 せ な	

(3) 事務局：17名

毛利 正人（こども未来部長）

宮内 幸三（子育て支援課長）

高嶋 博一（子育て支援課長 こども家庭センター担当）

小林 晋（保育課長）

西本 妙子（保育課長 幼保・要保護児童対応・子育て支援センター・児童館担当）

水野 徹也（キッズピアおおがき子育て支援センター所長兼児童館長）

箕浦 利仁（子育て支援課 主幹） 鈴木 寛（子育て支援課 主幹）

内山 良（子育て支援課 主幹） 田中 真貴（子育て支援課 主幹）

田中 宣光（保育課 主幹） 丁左近吉広（保育課 主幹）

小泉 佳彦（男女共同参画推進室 主幹） 伊藤 絹代（保健センター 主幹）

田島 善之（社会教育スポーツ課 主幹） 鈴木 宏教（学校教育課 主幹）

松原 和彦（子育て支援課 主査）

6 傍 聴 3名

7 記録方式 要約

事務局	<会議冒頭あいさつ> ・団体の役員改選などにより、新たに橘委員、國島委員にご就任いただきます。 ・議事進行については、附属機関設置条例第5条第2項の規定により、会長は、会務を総理し、附属機関を代表するとなっているため、以降の議事は会長が執り行います。
会長	・委員の出席状況について、3名欠席ですが、出席者が過半数に達しているため、附属機関設置条例第6条第2項の規定により、会議を進行します。 ・会議の会議録は、市のホームページで公開しますので、ご承知おきください。 ・それでは議題に入ります。「議題(1)：大垣市こども未来計画の令和7年度事

	業実績及び令和8年度実施計画（案）について」説明をお願いします。
事務局	＜「議題(1)：大垣市こども未来計画の令和7年度事業実績及び令和8年度実施計画（案）について」説明＞
会長	・ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見やご質問がございましたら、ご発言をお願いします。
A委員	・(4)の評価Cの事業について、②の奨学金の貸付は、併給できないことから利用者は少なかったため、目標を達成しなかったということで終了なんですか。評価をして理由があって、例えば③の養育費の確保支援は、離婚件数が減っているので悪いことではないから、目標を達成しなくても悪いかという話になると、別に悪くないでしょうと言えんですが、②の併給できないから利用できないので達成しなかった以上、終了では、来年も同じような検討課題、理由がでて終わるということですよ。そうすると、評価をして事業を続けることに、どういう意味を持たせているのか不明確なんです。その点についてお聞かせいただければと思います。
事務局	・奨学金の貸付につきましては、国県のほか各種機関の奨学金がありますが、こちらはその条件に合致しない方への補完的な要素が強うございます。当然、案内は今年度以降も続けていきますし、また市内の高校大学には直接チラシ等をお配りして案内している状況でございます。今委員がおっしゃられたように、評価が低くなったから何か努力しなければいけないのではないかという点については、市としても広報等のご案内ということで取り組んでいる状況でございます。
A委員	・追加で意見ですが、そのように取り組んでいるのであれば、資料にその旨も記載するほうがよいのではないかと思います。次年度以降も事業を継続する以上、目標を達成しなかったので何に注力して継続するのかを、総括だけでなく次のプランも記載していただくほうが充実すると思いますので、対処していただければ有難いです。
事務局	・委員のおっしゃる通りでございますので、来年度以降の資料の掲載等について検討させていただきます。ありがとうございました。

B 委員	・(4)の④ものづくり体験講座の開催についてですけれども、目標達成率44.6%ということで、こちらは受講者数が目標値なんですか。学びという部分ではなく、あくまで数ということですか。
事務局	・こちらの目標値は受講された数でございます。
B 委員	・その指標でしか見ていないということですか。例えば、どれだけ学びがあったとかは。
事務局	・どれだけ参加されたかという数値の指標で設定しております。
B 委員	・それ自体が正しいのかどうかと思うんですけど、人数だけ集まればよいという認識ですか。
事務局	・深掘りしてどこまでかという、委員のおっしゃるところはあるのですが、あくまで市としては、こちら小学生や中学生も対象としていますが、そういう方に興味を持っていただき、プログラミングを勉強していただきたいと。興味を持っていただいた方に、いかに参加していただくかということで、受講者数で設定しております。
会長	・この事業に関してのPDCAとか、それぞれの事業の実績値を見た中で、その後改善されたりとか、各事業でそういったことがなされているか、お聞かせください。
事務局	・全てがこども未来部の事業ではございませんので、実績値が悪かった事業については、今年度以降どのように見直していくのかということで、改善できるよう他部局へお願いをしております。 ・補足的な話になりますが、回数という指標の他に、例えば満足度であるとか、そういった中身で評価している事業もあるんですけども、こちらは受講者数という客観数字がとりやすいもので設定しております。事業によっては、達成率とか満足度とかそういった指標もございます。
B 委員	・この目標設定自体が合ってるのかどうなのかの検証がいるのではないかと

	ちょっと今思いました。
事務局	・こちらの事業は経済部の所管ですので、委員のご意見を伝えさせていただきますので、よろしくお願いします。
A委員	・計画事業一覧の中で、それぞれ評価指標が決まっています。例えば1番は未就学児利用者数、これは数です。3番目以降、数え間違いがあれば申し訳ないんですが、保育課19事業のうち9事業が提供可能人数としてあります。そうすると、何もやらなくても提供可能人数は達成できてしまいますね。例えば具体的に18番、病児保育実施施設の確保で、提供可能延べ人数は560人で設定されていて、なぜか提供可能人数を超えて昨年度の実績は582人です。病児保育について具体的に言うと、市川外科さんの病児保育施設を利用されてということだと思いますが、年間実施日数があって1日当たりの実施可能人数が決まっています。例えば平日5日間で計算をすると数字が出てしまいますが、この560人という目標値はそれに大きく満たない数字になっています。なおかつ、これを利用するか利用しないか関係なく、市川外科さんが病児保育をやっていますよとしていれば、実績としては満たすわけです。利用しようが利用しなかろうが、それこそ市の担当部局が何もしなくても実績として達成するというものが、なぜか保育課所管の19事業のうち、過半数に近い9事業がこの目標値になっている。支援センターは10事業中1事業ですし、子育て支援課は30事業中5事業、保健センター12事業中0なんですね。そうすると、保育課が圧倒的に提供可能人数で事が足りると考えていると見えるんですが。当然ながら部長決裁も受けて、この指標なんだと思いますが、本来、昨年の時点でこれをお話したかったんですが、未来部長さんとしてはこの目標指標で妥当だとお考えなのかどうか。どういう理由で提供可能人数が指標になっているのかの根拠、あるいは説明を分かりやすくしていただけると有難いです。
事務局	・委員の御指摘でございますが、資料No.1-2の例えば3番で言いますと、幼児教育の場の提供という計画事業の右側、事業概要に米印で子ども・子育て支援事業計画と書いてございます。これは欄外にも注意書きをしておりますが、国の子ども・子育て支援法に基づき、大垣市の人口等を当てはめて、これぐらいの人数を確保しなさいよという算定式が国から示されております。それに基づく目標値ですので、妥当な目標値だと考えております。

A委員	・令和6年度の基準値は、実績の数字ですか。それとも、その時点での国の目標値が記載されていて、令和7年度の目標値はそこから大きく上がっているという理解でよろしいんですか。例えば3番目の幼児教育の提供可能人数は、令和6年度の767人が、令和7年度は1,018人と随分増加しています。令和8年度以降、11年度までは5年単位での計画だと思いますが、1人も増えていないです。そうすると、これは国の基準が大きく変わったので数が増えただけという理解でいいんですか。これに対して、実際この項目に関して大垣市がどこまで充足しているのかがないと判断しかねます。その辺の表の作り方、あるいはここに事業計画として設定されている、国が決めた数字がこうだからここに載ってますよという説明では、なぜわざわざここに9事業も記載する必要があるかということが十分理解できないんです。
事務局	・表の作り方につきましては、改善の余地が多分にあるかと思っております。3番で言いますと充足率は66.7%ということで、客観的にはかなり余裕がある提供体制を確保しております。基準値の767人は実数ですので、年度は違いますが、大体1000人に対して767人の利用があって、残り230人ぐらいは余裕分ですといった指標です。ただ、委員ご指摘のように充足率と言いますか、稼働率と言いますか、そういう数字を併記したほうが分かりやすいのかなと思っております。
A委員	・国の目標1,018人に対して、大垣市のキャパシティとしては1,057人提供可能ということですか。
事務局	・ご指摘の通りです。
A委員	・そうすると、先ほどの病児保育に戻るんですが、国の目標560人に対して、大垣市が582人としているのは、これは利用実績なんですか、それともキャパシティの最大値が582人なんですか。もしキャパシティであれば、平日でも少なすぎて数字が合わないんじゃないかと思うんです。日数掛ける4ですから、圧倒的に少なすぎますよね。この倍ぐらいの数字でないと合わないことになるんですが。平日5日間、52週あって250ですね、4人だったら1,000を超えるんですが。これをわざわざそこまで行かずに582人に留め

	ている理由は何かあるのでしょうか。
事務局	・こちらの実績値は、市と協定を締結させていただいております市内1施設の病児保育施設の受入可能人数になります。委員がおっしゃる通り、1日の定員は4人でございますが、そのうち病児分と施設の開設日数で算出しております。
A委員	・ちょっと理解が足りないのかもしれないんですけど、大垣市の言っている病児保育施設とは、病児保育の施設という意味なんですか。病児保育の医師意見書、医療情報提供書を書きますが、その中には病児保育もしくは病後児保育の指定をして記載をする様式が、大垣市ので了承した書式としてあるかと思うんですが、ここで言われているのは、病児保育のみを記載しているということですか。
事務局	・その施設では病児と病後児を受け入れています、実績値については病児分の受入可能人数を出しております。病後児も入れますと、委員のおっしゃる通り、実績値はもっと増えることになります。
A委員	・どこまで言っているのだから、ちょっとよく分からないんですけど、これは表題だけを見ると病児保育実施施設の確保、病児保育室の開設と書いてあるんです。病児保育で、病児と病後児と一般に明確に理解されている方がどのくらいいるかという問題になるんですが、これ不親切だと思うんです。病後児は除くとでも書いていただければまだ分かるんです。病児保育室は、普通に病児と病後児とどっちもいるんじゃないかなと思うんですが、あえて病児に限っているということなんですね。そうであれば、病児に限定しているとでも書いていただくほうが、実態に合うのではないのでしょうか。ちなみに基準値の158人は実績ということでしたので、令和6年度は158人の病後児ではない病児保育があったんですか。
事務局	・この実績は病児と病後児の両方を合わせた数字でございますが、ご指摘を踏まえて、資料は来年度以降分かりやすいようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
A委員	・46番の周産期・小児医療体制の充実の評価指標、これ決意表明なんですか。

	西濃地域で母子搬送受入率が100%でなかったら、どうなるんですかと思ったんですが。100%であって当たり前ということで記載しているのであれば、これは決意表明なんだから頑張ってくださいという話でいいんですが。例えば第3早期剥離で、市民病院で受け入れなくて岐阜まで送りましたという話になれば30分以上かかるわけで、救命に影響が出てしまうんです。あえて、100%で当たり前だとこちらでは思ってしまう数字が100%でなくなる可能性を考えているのであれば、西濃の医療としては非常に危機的だと思ってしまうんですが、何かお分かりであれば教えてください。
事務局	・すみません。私どもちょっと勉強不足でございますので、市民病院に確認しまして、後日、委員にはご説明させていただきたいと思います。
会長	・ほかにご意見よろしいでしょうか。 <意見無し>
会長	・ほかにご意見なしということですので、「議題(1)：大垣市こども未来計画の令和7年度事業実績及び令和8年度実施計画（案）について」は原案通り承認してよろしいでしょうか。それでは、承認いたします。 ・先ほどの質問については、ご返答いただくようよろしくお願いいたします。
会長	・続きまして、「議題(2)：「こども誰でも通園制度」実施施設の認可について」事務局から説明をお願いします。
事務局	<「議題(2)：「こども誰でも通園制度」実施施設の認可について」説明>
会長	・それでは質疑に入る前に、本議題は、C委員と利害関係がございますので、退席をお願いします。 <C委員 退室>
会長	・ご意見やご質問がございましたら、ご発言をお願いします。
D委員	・2ページの市内実施施設の利用等状況を見ると稼働率が3.83%ですが、新た

	に「いるかのこそだて」さんを入れるに当たって、何か凄く有利な点があるとか、ここの施設でないといけないといった理由がございましたら教えてください。
事務局	・市全体の稼働率につきましては、昨年度までに先行して事業実施する自治体での実績を勘案しつつ、空きがなく利用できないといったことがないよう、受入れ定員を確保していることがあるかと思っています。また制度につきましては、周知が行き届いていないことも考えられますので、引き続きPRを行いまして、利用促進に努めてまいります。また施設を増やすことにつきましては、施設の箇所数が増えることで市民の利便性が向上すると思いますので、認可をしていく予定でございます。
D委員	・私がお伺いしたいのは、今実施されている公立園や民間施設で賄えていないことがあるから、新たに施設を入れるということでしたら理解ができるんですけど、これから認可をしていくに当たって、増やしたらもっと良くなるだろうというのは、やはりそれなりのメリットが必要だと思うんです。例えば、0歳児を積極的に受け入れてくださり、他の園よりも柔軟であるとか、施設がとてもよいとか、何かそういったメリットがございましたら教えてください。
事務局	・D委員がおっしゃられた通り、受入れは0歳児が3人と1歳児が1人で、定員自体は少ないですが、0歳児を受け入れていただけることが大きなメリットであると考えております。
D委員	・0歳児を受け入れることは、保育室とかいろんな意味で乳児さんの対応が大変になってくると思います。普通の保育施設でも乳児さんの対応は大変なところに、まだ保育経験のない民間施設さんが受け入れていくに当たって、何か施設で有利なことがあるのかとか、他の施設では既に0歳児はいっぱいだとか、空き状況なども鑑みて説明いただけたらと思います。
事務局	・0歳児の稼働率は満員ではない状況です。誰でも通園は初めて実施する団体さんですが、保育士資格を持ってみえる方が2名携われますので、その辺は大丈夫だと考えております。

D委員	・資格の問題ではなく、施設の問題をお伺いしておりますので、よろしくお願いいたします。
事務局	・施設につきましては、住居兼店舗の店舗部分を改装して事業を行われます。また7月から認可外で家庭的保育事業を行われるということで、その場所でこの制度の受入れを行われます。
D委員	・認可外の家庭的保育を始められるということですね。国の基準の家庭的保育ではなく、独自でやられるということですか。そこの施設を使ってされると理解してよろしいんですか。
事務局	・県に届け出をされ、7月から認可外で家庭的保育事業を実施されており、その施設を活用して受入れされるということでございます。
D委員	・認可外施設として、認められた施設で行うということで認識すればよろしいですか。
事務局	・おっしゃる通りです。
D委員	・分かりました。
E委員	・計画事業一覧の中で、ちょっと分からないので教えていただきたいんですけども、今回は新規ということで計画では88番に上がっています。目標値は78人になっています。この設定について、どのようなイメージで78人にしていくのか、D委員が言われたように稼働率を踏まえて、今年度はどれぐらい目標をクリアしていけるのか、今の状況を説明願いたいのが1点。また今回は、無認可というようなところで、D委員から環境面でどうなのかというご質問もありました。今後やはり選んでいくに当たり、この無認可というようなところを更に広げていく考えをお持ちであるのか。強いて言えば、既存の保育園がこのような事業を受け入れられない状況の中で、そういったところに数を見い出していけるのか。どのような方向で今後進めていかれるのか、2点について説明をお願いします。
事務局	・目標値の78人については、国が示す算出方法がありまして、その算出方法

A委員	では、制度の対象年齢の未就園児全員が、月の最大利用時間である10時間を利用した場合で、大垣市ですと1日当たりの最大利用人数は78人ということで推計したものでございます。また、この制度を先行して実施していた自治体がありますが、そこでの実績が推計した最大利用人数の約20%という実績がございましたので、利用が上振れしても対応できるよう50%以上の定員を確保して、当初は最大で46人の定員を確保して開始をしたものでございます。施設の基準につきましては、認可外で家庭的保育事業を7月から実施されていますが、認可外と言えども認可外保育施設の基準がでございます。また、誰でも通園制度の施設基準がございましたので、その基準をクリアしているということで認可をさせていただく予定でございます。 ・今の件を審議するのに、利用等状況のところが年齢別の利用数も何もない状態で、例えば0歳児がどのくらい利用されてるとか、どこの保育園でどのくらい利用があるというのが何もない状態です。単に稼働率が合計で3.83%でしたというだけでは評価のしようがないというのが1点。随時、施設を募集するわけではないと思うんですが、会議で承認を得ないと次へ進めないで、なぜ今回このタイミングで10月からの事業開始で申請をされるのか。それは大垣市としてどういう意味合いを持つのか。なぜ年度単位の来年度からでないのかという説明もあってもいいのかなと思います。4月から始まって、まだ7月です。3ヵ月しか経っていない施設で、先ほど委員もおっしゃられましたが、どこをどういうふうに行っているか十分わかっていない状態で、通常保育している方であればどういう性格のお子さんであるとか、ある程度把握はできるのではないかなと思うんですが、突然何もなくて来られて、事前面談があるにせよ十分わからない中で、保育をされては一番困るのですね。個人的には一番困るのは、認可はしたけど事件が起こってということでは困るわけです。実は施設的な部分が不十分であったりとか、対応が十分理解されていなくてというようなことがあると困るわけですが、なぜこのタイミングで申請が出て、それを受理されて、会議の議題に出ているのか、その中身を教えていただけると有難いです。実際に、この制度を運営されている保育園も大変なところだというふうに前回の会議であったかと思うんですが、実際に始まって十分余裕を持ってできているのか、そうではないのかということも教えていただけると非常に判断しやすいかなと思いますので、よろしくお願いします。
------------	---

事務局	・タイミングにつきましては、先ほど国が示す算出方法による大垣市の定員が1日78人ということと、現在確保している定員が最大で46人ということで、まだ国が定めた定員には達していない中で、事業実施に意欲を持っておられ、このタイミングで申請をしていただいて認可をしたいというところでございます。また、現場につきましては、事業が始まって1月経った5月に意見交換をさせていただきました。また、3ヵ月経過したところで、まずは公立園にアンケート方式でご意見を伺ったところでございます。利用者数が施設によってバラバラですので、一概には言えないところがありますが、初回利用の子どもや慣れない子どもを受け入れることや、利用者により利用時間がまちまちという点ではご苦労されているというお話は伺っております。
A委員	・どっちを向いて仕事されてるのか非常に疑問なんですが、国の基準が78人で、そこに満たないので増やしたいとしか聞こえてこないんですが、実際に46人の定員があつて、この定員充足率、最大だった日はどれだけなんでしょう。急いでこの46人をもっと増やさないといけない、キャパシティの問題は存在するんでしょうか。全体合計の稼働率が3.83%であっても、例えば50人希望がありましたという日があつてもおかしくはないわけです。でもここに大きく及ばないのであれば、急いで認可する必要があるのかという疑義がどうしても出てきてしまうんですが。1日当たりの最大利用者数は何人だったんでしょうか。
事務局	・1日当たりの最大利用者数につきましては、手元に資料がございませんので申し訳ありません。
A委員	・その中でこれの結論を出すんですね。足りるのか足りないのか分からない中で、この認可に関して結論を出しなさいという事務局の方針なんですね。
事務局	・ご意見はいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。説明不足で申し訳ございませんが、今回申請された団体は、昨年度、事業を始める前に民間事業者の公募をさせていただきましたが、その際に4月2日以降での事業開始を検討する場合は別途相談をお受けするようさせていただく中で事業実施したいというご意向は伺っており、今回準備が整っ

	たということで申請を受けて認可をさせていただきたいということでございます。
D委員	・春に公募をされましたね。それには応募されてきたということを今おっしゃられたんですけれども、以前は条件に満たなかったから、今回は施設を改修したし、いろんな条件が整ったので申請を受理する方向で動きましたという認識でよろしいんですか。
事務局	・民間事業者さんの募集につきましては、昨年度は公募させていただきましたが、広報おおがきの6月号で引き続き募集している旨の記事を掲載したものでございます。
D委員	・分かりました。6月の広報と2回公募されたという理解してよろしいですか。
事務局	・継続して実施事業者を募集しているということで広報しましたので、よろしくをお願いします。
会長	・この募集に関しては毎回、継続的に意見を聴くということなのか、今ちょっと見えない形になっています。D委員がおっしゃったように、6月の広報で公募したからだったのか、昨年度申請があったけど施設の条件等が整わなかったから再度申請をされたのか。いつでもオープンになっているのか、募集期間があるのか、大垣市としての見解をお聞かせ願えますでしょうか。
事務局	・昨年度の公募の際は、4月1日から事業開始していただける事業者を募集いたしました。今回の「いるかのこそだて」さんは4月2日以降での事業開始を検討されておられることを伺っていたものでございます。公募をした際にも4月2日以降での事業開始を検討される場合はご相談くださいということで募集をいたしました。実施事業者については、引き続き募集している旨の広報をさせていただいたものでございます。
会長	・「いるかのこそだて」さんについては、そういう状況であったことが理解できました。では今後、申請したいという施設があった場合はどのような対応をされるのでしょうか。公募しているという情報等が載っていると

	か、現状を教えてくださいませんか。
事務局	・公募は行っておりませんが、事業実施のお話があれば相談を受けさせていただきます。
会長	・事務局で補足の説明等ございますか。
事務局	・整理いたしますと、昨年、F委員からご指摘いただいたように、こども誰でも通園制度は非常に厳しい制度ですので、既存園ではなかなか実施が難しいといったことがございます。こども家庭庁の調査等を見ますと、4月1日時点で、全国で9自治体ぐらいが実施不可能というところがございました。そういったことにならないよう市民の方の権利行使というようなことで、できるだけ公立園も頑張っって枠を持っております。そうした中で、4月1日に事業を開始できる事業者を中心にしながら、4月に間に合わなくても今後事業開始の希望がある方についてはご相談くださいといったような形で広報してございました。「いるかのこそだて」さんについては、当初からご意向は聞いておりましたが、準備を進められて、やっとここで認可基準を満たすような条件が整ったということで、今回お諮りするものでございます。ただ、先ほどの78人については、国の基準が非常に画一的で、1歳児、2歳児の未就学の子全てと、0歳児の未就学の子の2分の1、それを足した数を計算すると78人という数が出てまいります。そうした中で今年度、現在は低調に推移してございますけれども、いつ利用が増えるかもしれない。国が求める数が78人ですので、せめてその6割ぐらいは基準として持ちたいなと考えております。ただ委員ご指摘の通り、稼働率が低いのにどんどん増やすのかということにつきましては、考えたいなと思っておりますし、改めて募集することは今のところは考えておりません。
D委員	・今の稼働率の話も大事なんですけれども、こども誰でも通園制度のそもそもの趣旨にもう1回立ち戻っていただいて、就園してないお子さんで、例えば障がいがあったりとか、ちょっと毎日の通園はしんどいというお子さんが通えるところがあつたらよいという部分を想定した制度ではないかと思うんです。前回もそのことをお願いしたいと思うんですけれども、今少し稼働し始めた中で、そういう制度が整いましたら実施したいと思いますという前回の回答だったと思うんですけれども。今半年近く経って、そ

	ちらのほうはどのように進んでおられるのかとか、今回の「いるかのこそだて」さんがそういうのを提供できるだけの力をお持ちなのかとか、やはりその部分もあわせて。子ども達が毎日に行けないけれども、ここだったら小規模で手厚くしてもらえると、そういったことがもしできるのであれば、それは本当に私どもとしても嬉しい制度になっていきますので、その部分を合わせて数字だけではなく、進捗状況も教えていただければと思います。
事務局	・今ちょっと適切な表現が浮かびませんが、例えば特性のある子どもさんのお預かり等を想定しての発言かと思うんですが、ある程度稼働状況を見ながら、例えば保育園なんかも余裕と言ってはなんですが、稼働が安定してくれば、そういったお子さんを受け入れることも可能だと思っておりますし、全体的にキャパがあれば、そういったお子さんを広く受け入れることもできると考えております。準備が整い次第ということですが、今2ヵ月の状況ですので、そういった体制を整備しながら、受入れについても前向きに検討していきたいと考えております。
D委員	・ぜひよろしくお願いいたします。
会長	・保育園の通常業務でもなかなか大変なところ、一時的に受け入れることが難しいことや、保育のスキル、環境に関してのご質問だったと思います。全国的に既に始まっている制度ですし、やっていかなければいけない。大垣市としては当然のことだと思っておりますけれども、少しずつ歩み出したところで、やはり報告も踏まえながら、皆さんでより良いものを進めていただくことが大前提で動いていることだけは、我々も含め行政側も認識いただけるとよいと思っております。
F委員	・皆様のご指摘は、いろいろとその通りだなと思いながら聞かせていただきましたが、そもそも国の計算式で算出した78人の目標値に届かなかった場合、何かしらのペナルティが自治体に課せられるのか、その辺りはいかがですか。
事務局	・特にペナルティが課せられるということは聞いておりません。

F 委員	・先ほどD委員もおっしゃって見えましたが、多様なお子さんが保育の体験というか、親御さんの元を離れて、まず社会の中で生活するという経験をいろんな人たちにしてもらうことも、この制度のもう一つの目的だったと思うんです。私たちの立場として、それが本当に積極的にいるかどうかはまたちょっと違いますけれども、その目的を達成するとしたときに、一つは78人という数字ありきで行く必要は全くないと思いますし、子ども達の命や安全が最優先されるべきなので、何でもかんでも申請があったら認可する必要はないと思っています。46人現状ある中で、それぞれの施設の性質が全然違いますし、地域も違うので、上石津とまちなかと一緒にしてよいのかということは測れないと思います。「まめっこハウス」さんとか今回の「いるかのこそだて」さんが、要するに居宅型というか、どちらかという民間さんで小規模に預かりを中心にやってみえたようなところだから預けやすいという方も選択肢としては絶対あると思います。これは私の意見ですけど、4月のタイミングで申請とかいろいろ間に合わないことはあり得る話だと思いますし、今いろいろ調べると「いるかのこそだて」さんも子ども食堂とか、子ども達のためにいろいろやってみえるのがよく分かりますし、保育事業としてスタートしてみえるところなので、私としては認定したらいいのではないかなと思います。重要なのは、この制度自体を大垣市内の皆さんにしっかりと理解してもらって、家庭で困っていると本当に預けていいんだらうかとか、預ける自分が悪いんじゃないかとか、そう思ってみえるお母さん達がいっぱいみえるので、そういうお母さん達がこの制度を活用して保育施設とかいろんな人と繋がるための一つのきっかけとして、この制度を活用してもらうことが一番重要だと思います。これを広めてだんだんと根付いていくことが私はいいかどうか分からないですけど、せつかくある制度ならそのように活用できるよう市としてどのように広報していくか、皆さんにお知らせしていくかが重要ではないかなと思いました。
会長	・皆様の意見を取り入れていただきながら、運用していただきたいと思います。ほかにご意見よろしいでしょうか。 <意見無し>
会長	・ほかにご意見なしということですので、「議題(2):「こども誰でも通園制度」

	実施施設の認可について」は原案通り承認してよろしいでしょうか。それでは、承認いたします。 ・ここで、C委員に入室していただきます。 <C委員 入室>
会長	・続きまして、「議題(3)：就学前教育・保育施設整備交付金を活用した施設整備について」事務局から説明をお願いします。
事務局	<「議題(3)：「就学前教育・保育施設整備交付金を活用した施設整備について」説明>
会長	・ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見やご質問がございましたら、ご発言をお願いします。 <意見無し>
会長	・ご意見なしということですので、「議題(3)：就学前教育・保育施設整備交付金を活用した施設整備について」は原案通り承認してよろしいでしょうか。それでは、承認いたします。 ・これより報告事項へと移ります。事務局から6件について一括で説明をお願いします。
事務局	<「報告事項(1)：夏のこどもまんなか水都っ子月間について」説明> <「報告事項(2)：大垣市子育て支援人財バンクの設置について」説明> <「報告事項(3)：「子ども相談レター」の配布について」説明> <「報告事項(4)：こどもまんなか意見交換会の開催について」説明> <「報告事項(5)：子どもと大人の「子どもの権利」学習会の開催について」説明> <「報告事項(6)：キッズワークフェス in おおがき 2026の開催について」説明>
会長	・ありがとうございました。ご意見等ございますか。

G委員	・私、民生・児童委員ですが、人権擁護委員も兼任しておりまして、人権擁護委員でSOSミニレターというものを、これは法務省の事業なのですが、ほとんど同じ時期の7月初めですかね、学校で一人ひとりに配って何か悩みがあったら書き込んで切手を貼らずに投函すると、岐阜の法務局に届いて、岐阜からまたこちらに戻ってきて、人権擁護委員に依頼があって、お手紙の返事を書くという役割なんです。ちょうど先週ぐらいに今年初めて手紙が届きました。私の考えとそれから法務局の方の意見を返事として書くんですけども、これが昨年度は西濃2市9町で12件の悩み事相談が届きました。それほど多いわけではないんですが、今回、SOSミニレターと子ども相談レター、名前もほとんど同じで配り方も同じで、H先生、学校のほうで二つ混同されないかと思ったんですけど、いかがでしょうか。
H委員	・今説明いただいたSOSミニレターについては、本校ではちょっと遅れてたんですが、夏休みの間の子どもの悩み相談を受けるところが実質になるので、夏休み前にということで本配りまして案内したところなんです。それで、この後にもう一つ来るんだなとちょうど今感じたところです。相談先がたくさんあるのは有難いと思いながら、やはり同じ時期、同じようなものが届くので、今回SOSを話したけど次はどうしようかなと今これを見ながら考えているところです。
G委員	・岐阜のほうで大体7月に一斉に配って、そのときは子どもはさして興味もなくその辺にぱっと置いてしまっ、何か悩み事ができて書きたいなと思ったときにこれがないということがあって、年度の途中でももらえるよう学校で置きましょう、明確にしておいてほしいというような依頼が来たそうです。なので、学校でもあまりそれが徹底されてないみたいで、どこに行ったらもらえるのかよく分からないみたい。それが二つになってしまうと、更に混同するのではないかなとちょっと心配になりました。
事務局	・先ほどH委員からご意見があったように、間口がいくつかあって分かりづらい面もあるんですけど、子どもは相談する機会が増えることを優先させていただきました。SOSミニレター、法務局から出しているものについては、あくまでもいじめとか、人権に重みのあるようなイメージで、私どもの子ども相談レターは、困ったことは何でもいいよという相談を想定しております。当然いじめであったり、虐待であったり、そうい

	った相談もあるかもしれませんが、自分の中でちょっと困り事があるよ、それに対する相談を出したいよということで、夏休み期間があるので夏休み前に配布させていただくんですが、基本的には年中いつ出していただいてもいいよという形をとっております。切手を貼らずに、切り貼り折りして出していただくということですが、個人情報にも当然配慮しますし、親にも知られたくないとか、学校の先生にも知られたくないという、当然そういうケースもあるかと思うので、相談に対する回答については丁寧にその子に寄り添った形で進めていきたいと思っております。2種類ということで人権擁護委員さんにご迷惑をおかけするかもしれませんが、そのような形で進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
G 委員	・間口は広いのがよいとは思いますが、改めてすみ分けようという趣旨で作られたということでよろしいですか。
事務局	・委員おっしゃる通りでございます。
G 委員	・分かりました。ありがとうございます。
F 委員	・具体的にはどういった形で子ども達に返していくのかがとても気になるところです。親にも知られたくないという子どもにどうやってアクセスしていくのか、多様な質問があると思いますので一様ではないと思うんですけど、市職員がそういった子とどうやって、ちょっとイメージが湧かないと言いますか。お手紙で返すと言え、それは具体的な対応だと思うんですけど、どういった形で進むんですか。
事務局	・レターには、返事をどのようにしたらいいかということで、手紙であったり、電話であったり、その旨を記述していただきます。来ってもらうことはその子自身にもハードルが高いということもあって、こういうレターを使わせていただいております。ケースバイケースという形にはなるんですが、その子に回答を返せる方法を考えながら進めていきたいと思っております。
F 委員	・回答する子どもは、いろんな方法があるんだと分かるようになっているということですね。

事務局	委員のおっしゃる通りでございます。まずは、電話なのか、手紙なのかという記述がございまして、その他にも自由に書いていただければ、そのようにさせていただこうかなと思っております。
D委員	学校には言わないで欲しいとか、そういうことをちゃんと子どもさんが選べるように丸がつけられるんですか。もし自分が子どもだったら、絶対言って欲しくなかったら絶対丸をつけたいけれど、返事は欲しいし、そういうのはどうするんだろうなど。返事はケースバイケースというのは、言うのは簡単なんですけれども、いろんなやり方があるんだろうと思うんです。やはり子どもが安心してできる、今おっしゃったようなことがちゃんとレターのところに、学校には言いませんとか、先生にも言いませんとか、親にも言いませんとか、せめて丸をつけていただかないとちょっと子どもは不安なのかなと。法務局のレターはちょっと遠い感じがするんですけど、子どもはそこまで考えてるかどうか分かりませんが、身近だからいい部分と、子どもの人権、守秘義務とかいろんなことがどのように守られているのかというところが、法務局は硬いので大体分かるんですけども、大垣市が独自でやられるに当たっての体制を教えていただけたらと思います。
事務局	レターは、回答を欲しい方については、名前や住所、学校名とか、その辺りの記載をお願いする内容です。以前、ヤングケアラーの実態調査をアンケートでやらせていただいたときも、デリケートな部分がございましたので、表面化できない部分があると考えております。それで、本人が回答して欲しいという場合は学校に行くのかという問題もあるんですけど、学校での困り事があるかどうか、先生に参考にお話を伺いながら子どもさんに直接会って相談するとか、ヤングケアラーなのかどうかという話を進めた経緯もありますので、相談レターについてもできる限り本人の意向を聞く形で進めていく、もしくはその学校に少し相談しながら進めていきたいと思っております。
A委員	今の説明を聞いて心配になるんですけど、学校を経由してしまえば、大垣市の職員が学校に来て面談をしたという事実が残ります。お子さんがそれを望んでいればいいんですけど、望んでいなければマイナスですよ。情

	報保護という点において、それに関わる方がどのくらいお考えになっているのか分からないんですけど、例えば全国の事例では教育委員会に親が乗り込んで、オープンにしてしまった事件で亡くなられた例もあります。どこまで考えるかということが必要だと思うんです。学校と協力してという時点で、学校には情報を漏らしてます。それを本人が望んでいけば構わないんですけど、本人が望んでいない場合に、どこまで保護できるかというのが、相互で相談をしてという時点で情報が漏れてますね。複数の人が知り得ているわけですから、その人がどこかでまた喋ってしまえば漏れていくわけです。徹底した情報管理を十分検討されているんでしょうか。ヤングケアラーの問題も何とかしてあげたいのは当然なんですけど、それをどこかで直接1対1でなくて喋ってしまえば、情報が漏れてしまいます。例えば学校健診で、ある子の状態をどこかでストップさせて、先生と喋ったりすると、喋った時点で何があったという話になっちゃうんですね。ですので、本人に聞かないし、先生との話はしないんですけど、そこまで徹底して情報管理をしようと、大垣市はこの事業では考えているということによろしいですか。
事務局	・学校に確認していいかどうかについては、当然その判断は必要になるかと思えます。あくまでもその子どもに対しては、電話なのか手紙なのか、その回答方法を問うところがまず一つあります。そこで学校に知られたくない内容であれば当然学校には話をする必要ないと思えますし、どのような形で手紙の返送があるか分からないんですけど、ケースバイケースということになってしまうんですが、その子どもが出したその通りの回答で進めていきたいと思えます。
B委員	・こどもまんなか意見交換会に関してですけれども、3年目ということで、小学3年生の娘がいますのでチラシをもらってきたなと思ったんですが、実際にこの意見交換会からまちづくりへ何か寄与したことがあるかとか、実績としてはいかがでしょうか。
事務局	・意見交換会における意見の反映につきましては、まずは子ども達からこういった意見があったということを当然、庁内で周知させていただいております。また、昨年の意見交換会で、子ども達から自分たちで企画した事業をやってみたいという意見がございましたので、今年度、自分たちで企画

	事業をやりませんかということで、モニターを通じて募集を致しました。現在は、どんなことをやったらいいかということで、企画事業を進めているところでございます。子ども達の意見を反映した事業の一つですが、進めさせていただいております。
C委員	・子育て支援人財バンクの設置についてなんですが、うちでいろんな人と話をするときも、何かゼロからはできないけど手伝うこととか、整えていくこととか、誰かがやってることを何かお手伝いをしたいという声が結構あります。そうした中で、子育て支援人財バンクを設置されることは、凄くいいなと思います。有難うございます。この中には、資格者とか、例えば保育士とか看護師とか、教師の方が実質支援というか、そういう形でお世話になれるような方々も含まれるのか。今保育士不足と言いますけど、そういった中で、もう少しなら手伝えるよという人まで大垣市が把握をして、保育園のほうに派遣されるであったり、学習支援のほうに派遣されるであったり、そういう実有資格者というか、そこまでの管理をされる予定はありますか。
事務局	・保育士等の資格につきましては、この事業自体は資格の有無は問いてはいないんですけれども、これとは別に潜在保育士の復帰支援事業をやっております、そちらは子育てとかでしばらく休んでみえた方、ちょっと復帰するのに不安をお持ちのような方に対して、復帰に向けてのいろんな実技指導等を行い、復帰に至っていただいている事業がございます。こちらの子育て支援人財バンクは、あくまで基本的にはボランティアで、実際に今までも復帰には至らなかったけれども、ちょっとお手伝いをしたいというような方もみえたので、そういった方には例えば地域の子育てサロンであったり、児童館にも来ていただいた方もみえるんですけれども、そういった場所を紹介しながら進めてまいりましたので、この事業はそういった方にもご登録いただき、進めていきたいと考えております。
I委員	・子ども相談レターについてですけれども、既に権利擁護機関を設置している自治体などもありまして、名古屋市ですと相談員というスタッフの体制を整えて、そこには学校の先生のOBとか、カウンセラーとか、専門家も入っている、弁護士さんも入っていますし、先ほどG委員がおっしゃったように、人権擁護委員が入った相談スタッフの体制をつくって、そういう

	相談を受け付けるよう進めておられます。大垣市の場合、この相談スタッフというか、このレターを配布して戻ってくるのが例えば凄い数だったとしたらそれをどなたが仕分けて、どうするのか。どのようにお考えかお聞きしたいのが1点目です。やはり人権擁護に関わってきますので、「子どもの権利」学習会の開催とも関連するんですけれども、人権擁護委員の介入があるかどうかということもお聞かせいただけますか。
事務局	・子ども相談レターの対応につきましては、こども家庭センターには専門職の社会福祉士であったり、保育士であったり、教員とか日々の業務で子ども達と関わって相談対応をしている職員がおりますので、その職員が相談に対して回答してまいります。こども家庭センターには、統括支援員がおりまして、その支援員がその内容を見て振り分けたり、私もセンター長ですので、私も含めてその割り振りをしていこうと思っております。大垣市は権利擁護機関は設置しておりませんので、こども家庭センターで進めていこうと考えております。
I 委員	・(5)の子どもの権利学習会と(6)のキッズワークフェスについてですけれども、対象は小学生、中学生でよろしいでしょうか。それから周知の仕方ですが、校長会を通じて全校に配布してくださるのか、お聞かせください。
事務局	・(5)の子どもの権利学習会につきましては、対象は小学4年生以上ということで設けておりまして、保護者と一緒に参加いただいてもよろしいですし、子どもだけでもいいですし、大人だけでもいいというような形で募集をかけます。7月15日号の広報に学習会の案内を掲載させていただきますし、ホームページでも案内をさせていただく予定をしております。また先般、主任児童委員の定例会がございましたので、そちらでも案内させていただいて、人権擁護推進室もございますので、そちらでも啓発をさせていただいている状況です。 ・(6)のキッズワークフェスにつきましては、職業体験は小学1年生から中学3年生までを対象としております。ワークショップについては、職業体験まではいかないんですけど、そこから派生したようなちょっとした作業であったり、工作であったりがございますので、小さい子から参加していただきたいということで、3歳ぐらいから中学生までを対象としております。案内につきましては、市内の全小中学校へチラシを配布させていただきます

J 委員	すので、よろしくお願いします。 ・子ども相談レターの配布について、相談手段を利用しづらい子ども達ということで、命に関わるとか何か凄く重い感じで捉えたんですけど、結構小学1年生の子の悩みと言え、そうした悩みばかりではなく軽い悩みとかいろんなことがあると思います。小学1年生から中学3年生までの子へ配布するのはいいんですが、子どもによって悩みのレベルがあって、例えばあの子が好きだから付き合いたいんだけどどうしたらいいのといった、親には言えません、先生にも言えません、友達にも言えませんという、そういった相談がひょっとしたらあるかもしれません。明日死のうかとか命に関わる、もう生きていけないという重い悩みもあるんですけど、その悩みの差があると思います。受け取った専門家が回答できるような重い話ばかりではなく、子ども達にとっては重いも軽いも結構悩みというところで、相談できる窓口が広がると今の子ども達はしっかりしているので、どうしたらいいのという相談が市役所へあるかもしれません。大人が思っていることと、子ども達の考えていることのギャップというか、そういったことを考えながら、とにかく被害が少なくなるとか、命を絶つようなことがないようにとか、事件性にならないようにとか、多分その辺りに重きを置いてみえると思うんですけど、たくさん配ったら、みんな悩みの一つや二つは子ども達は持っているんで、ちょっと書いてみようかなということもあるかもしれませんので、その辺りを少し考えながら配られるといいのかなと思いました。ボランティアカードがそうできて、判子をどこで押して誰に見てもらうのかが分からずに、配られたら親さんからどういうふうに出すんだという問い合わせが結構多かったです。相談レターはやってみないと分からないとは思いますが、慎重に出されるといいかなと思いました。
事務局	・子ども相談レターにつきまして、委員がおっしゃられたような相談もあるかもしれないということは想定をしておりました。その相談に対して回答するかについては、回答して欲しいということであれば、回答するよう考えておりますが、命に関わるとか、そういったことに関しては一刻を争うこともあるので、相談レターのほうに関係機関の警察とかにその情報を入れますとかをうたっておりますので、それに対しては迅速に動けるかなと考えております。

J 委員	・ 本人のSOSが上手にキャッチできればいいと思いますので、頑張ってください。
会長	・ 本日の協議事項としては以上ですが、何か全体を通して発言があれば、お願いします。 <意見無し>
会長	・ 以上で本日の協議事項は終了となります。 ・ ここで議事進行を終わらせていただきます。ご協力いただきありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。
事務局	・ ありがとうございました。また皆さま、本当に今日は貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。 ・ それでは以上をもちまして、令和8年度第1回子ども・子育て未来会議を終了します。本日はありがとうございました。